

## 公 告

下記委託業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 5 月 25 日

沖縄県知事 翁長 雄志

### 1. 一般競争入札に対する事項

- (1) 業務名称 平成 30 年度 県有施設劣化度調査及び長期保全計画等策定業務（その 2）
- (2) 業務内容等 業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から 120 日間

### 2. 一般競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と 2.（2）ア同種業務又は 2.（2）イ類似業務で規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上受託し、これらを全て誠実に履行した実績がある者。

#### ア 同種業務

劣化度調査業務、耐震診断業務、機能低下調査業務、長期保全計画策定業務等

#### イ 類似業務

建築基準法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づく建築物の敷地及び構造に係る定期点検業務、ライフサイクルコスト試算開発業務、維持管理運営計画策定業務、建築・設備工事の設計・監理業務等

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 沖縄県の平成 29・30 年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し、業種区分「建築関係コンサルタント」に登録された者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など明らかに受託者として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 沖縄県内に本社を有すること。
- (8) 管理技術者として、次の要件を全て満たす技術者を配置できる者であること。

ア 一級建築士又は二級建築士の資格を有すること

イ 2.(2)ア同種業務又は2.(2)イ類似業務について実績を有すること。

(9)本業務と同日に公告する「平成30年度 県有施設劣化度調査及び長期保全計画等策定業務(その1)」の落札者となった者は、本業務の入札に参加することはできない。なお、「平成30年度 県有施設劣化度調査及び長期保全計画等策定業務(その1)」の落札者が決定されなかった場合は、本業務の入札に影響しないこととする。

### 3. 一般競争入札参加資格の確認等

(1)この公告による入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を平成30年6月4日(月)午後5時までに沖縄県総務部管財課に持参により提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等の提出は郵送でも可とするが、平成30年6月4日(月)午後5時必着とし、書留等の配達されたことが証明できる方法を利用すること。また、郵送した旨必ず連絡すること。

(2)「申請書等」は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 上記2(1)建築士事務所登録証明書の写し

ウ 上記2(2)の業務実績を証する資料(様式第2号)

エ 平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格適合通知書の写し

オ 上記2(8)の配置予定管理技術者調書(様式第3号)

(3)入札参加資格の審査結果については、平成30年6月6日(水)(予定)に通知する。

(4)確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(5)入札説明書及び業務仕様書に対する質問は書面により行うこととする。

ア 提出期間 平成30年5月25日(金)から平成30年5月30日(水)

イ 提出場所 9に定めるところに提出する。

ウ 提出方法 質問書を管財課ホームページからダウンロードし、持参又は電子メールにより提出する。

(6)質問に対する回答は、沖縄県総務部管財課ホームページに平成30年5月31日(木)(予定)に掲載する。

### 4. 入札執行の日時及び場所

(1)日時 平成30年6月11日(月) 10時00分～

(2)場所 沖縄県庁舎 11階第1会議室

### 5. 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上とする。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。なお、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を徴収する。

入札保証金の免除申請を予定している場合、可能な限り、申請書等の提出時にその旨報告すること。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これからを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
- ここで、種類及び規模をほぼ同じくする契約とは、上記2（2）ア同種業務を指す。

## 6. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が特定の金額に達しない者が行った入札

## 7. 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は、管財課のホームページからダウンロードすること。なお、入札説明会は行わない。

## 8. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

## 9. 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地等

- (1) 名称 沖縄県総務部管財課 財産調整班 担当：平良
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (3) 連絡先 電話番号 098-866-2106 F A X 098-866-0246  
電子メール aa008001@pref.okinawa.lg.jp

## 10. その他

- (1) 本業務は「設計業務等標準積算基準書 平成29年度版（一般財団法人 経済調査会）」における土木設計業務等積算基準により予定価格を設定する。

(2) 本業務は沖縄県財務規則第 129 条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して、その額の 100 分の 1 の範囲内で減じた価格を最低制限価格として定める。

ア 建設コンサルタント業務（土木関係）の部分

- a 直接人件費の額
- b 直接経費の額
- c その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- d 一般管理費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

(3) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。